

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令要綱

第一 国有財産特別措置法施行令の一部改正

国の普通財産を、地方公共団体において過疎地域等にある義務教育等諸学校施設の用に供する場合、無償で貸し付けることができる期限を延長するものとする。 (第一条第二項関係)

第二 総務省組織令の一部改正

自治行政局及び自治財政局財務調査課の所掌事務の特例の期限の延長を行うものとする。 (附則第

四条第三項・第十五条第三項関係)

第三 農林水産省組織令の一部改正

農村振興局の所掌事務の特例の期限の延長を行うものとする。 (附則第四条関係)

第四 国土交通省組織令の一部改正

国土政策局並びに同局地方振興課、水管理・国土保全局下水道部下水道事業課及び道路局環境安全課の所掌事務の特例の期限の延長を行うものとする。 (附則第二条・第八条・第十四条の三・第十八条関

係)

第五 附則

この政令は、公布の日から施行するものとする。